

令和4年監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第9項により次のとおり公表する。

令和4年1月12日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 澤田憲宏

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

令和2年度及び令和3年度の扶桑町老人クラブ連合会（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

① 扶桑町老人クラブ連合会補助金

3. 監査実施日

令和4年1月12日（水）

4. 監査の目的及び方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金はその目的に従い適正に執行されたか、またその効果が十分達せられたかについて監査を実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取した。

5. 監査の結果及び意見

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められた。今後とも、補助効果の向上に一層の努力をされたい。

なお、一部において次のとおり指摘事項が見受けられたので、適切な指導を図られたい。

① 令和2年度扶桑町老人クラブ連合会補助金について、積立金50,000円を含んで交付しています。

これは、扶桑町老人クラブ補助金交付要綱の対象経費に該当しないものと考えますので返還されるよう検討してください。